平成２７年（フ）第１１号
長崎県対馬市厳原町日吉377番地３
債務者　中村　公昭
1　決定年月日時　平成27年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　一愛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１１号
宮城県登米市迫町佐沼字中江３丁目９番地８
債務者　武川　信一
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２７年（フ）第１６号
熊本県八代市古城町3002番地　５－９
債務者　田中　清貴
1　決定年月日時　平成27年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２７年（フ）第１６２号
函館市本通１丁目20番３－105号
債務者　佐々木ひとみ
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１５６号
愛知県岡崎市緑丘３丁目３番地17　グリーンハイツＡ－２
債務者　山本喜代美
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１６９号
愛知県安城市篠目町４丁目21番地４　フレグランス桜Ｃ－202、前住所愛知県安城市住吉町７丁目23番地２　コーポ六苑Ａ－204
債務者　大参　祐子
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第４６号
三重県伊勢市藤里町600番地13　ハイツ宮うら11号
債務者　岡本　悦子（旧姓藤木）
1　決定年月日時　平成27年６月30日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第１９３号
埼玉県川越市大字並木107番地１　ハイツ南403号室
債務者　長谷川　誠
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２６１号
埼玉県入間市向陽台１丁目１番地15　県住４－304
債務者　鈴木　明美（旧姓竹嶋）
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６０号
岡山県倉敷市幸町７番51－206号　ミヨシマンション幸
債務者　溝口由美子（旧姓植木）
1　決定年月日時　平成27年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第２８号
山形県酒田市光ケ丘４丁目19番18号　松美荘３号
債務者　池田　悦子
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２７年（フ）第３２号
福島県耶麻郡西会津町登世島字西林乙5195番地３　西林東住宅402号、前住所福島県喜多方市高郷町揚津字中山乙597番地
債務者　原口　友希
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第３６号
福島県会津若松市対馬館町10番19号、前住所東京都杉並区高円寺南５丁目２番９－205号プロシード高円寺南
債務者　野中亜由美
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第１０１号
群馬県高崎市箕郷町上芝846番地５　シャルム川浦103号
債務者　福田　ミユ
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第４８２号
埼玉県戸田市笹目７丁目２番地の16　メゾン笹目203号室
債務者　坂井　時男
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５３２号
さいたま市南区大字大谷口997番地５　レオパレス光壱番館102号室
債務者　松本マリア
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係